

「山梨県食の安全・安心推進計画」素案の概要

I 計画策定の基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨(山梨県食の安全・安心推進条例第7条)**
 - 条例の基本理念の具現化に向けて、食の安全・安心の確保に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、施策の基本的な方針や施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項について策定
 - 条例の施行(H24.4～)に伴い、「やまなし食の安全・安心基本方針」、「共同行動計画」、は、条例及び本計画の内容として引き継ぐ
- 2 計画の位置づけ**
 - 「第2期チャレンジやまなし行動計画」中、基本目標5「生涯あしん地域」チャレンジ、政策6「誰もが快適で安全に暮らせる社会づくり」を実現するための計画
 - 「山梨県食の安全・安心推進条例」の基本理念を具現化するための計画
- 3 計画の期間** 5か年(平成24年度～平成28年度)

II 食の安全・安心に関する現状と課題

取り巻く現状

- 食品の安全・安心に関する国民全体の関心の高まり など
 - ・福島原発事故に起因する食品の放射能汚染に対する不安の増大
 - ・牛肉の生食による食中毒死亡事故の発生
 - ・輸入食品の安全基準に係る規制緩和への懸念

※「消費生活に係る県民意識調査」(H23)
 ・消費者問題に関心がある人のうち「食品の安全性」を挙げた人 83%
 ・食品の安全性について「不安がある」と回答した人 70%
 → 「不安」の内容については「食品表示の信頼性」(66.5%)が目立って高い

これまでの成果

- コンプライアンス意識の醸成
 - ・農作物の残留農薬基準違反 過去0件
 - ・適正な食品表示実施率100%の広域的店舗の割合 53%(H17) → 90.1%(H23)
- 生産者の自主的な取り組みの普及
 - ・エコファーマー認定数 6,513人(H17) → 7,522人(H23)
- 食の安全・安心に関する消費者意識の高まり
 - ・県「食品安全110番」への問い合わせ 年間200件前後
 - ・県委嘱「食品表示ウォッチャー」(118名)による活動の積み上げ
- 県民に対する情報提供の充実
 - ・ホームページや各種媒体による迅速でわかりやすい情報提供
- 食品中の放射性物質や食中毒の未然防止に係る監視体制の充実
 - ・食品中の放射性物質に係る検査機器の整備
 - ・食肉の生食による食中毒等の未然防止に向けた監視指導体制の強化
- 条例の制定及び取り組みの充実
 - ・県民の意見を反映しながら制定した条例による関係者の意識高揚
 - ・原産地表示に関する本県独自の規定や「自主回収報告」の義務づけ、「措置勧告」制度など、食の安全・安心の確保に向けた取組の充実

今後の課題

- 条例に基づく各種施策の推進
 - ・計画的・総合的かつ効果的に条例に基づく施策を展開するとともに、食品の信頼性についても、生産者・事業者が、より一層消費者の目線に立った自主的な取り組みを実践するよう促進する必要がある。
- 関係者の一層の連携・協力
 - ・生産者・事業者及び県民が条例に定められた責務や役割を十分に果たすとともに、食の安全・安心の確保に向けた具体的な取り組みについて、相互に連携・協働していく必要がある。
- 食の安全・安心に係る情報提供の一層の充実
 - ・食の安全・安心に関する情報を県民に提供するとともに、生産者・事業者自らが持っている情報を広く提供するよう、一層の促進を図る必要がある。
- リスクコミュニケーションの推進
 - ・食の安全に関する様々な情報や風評が飛び交う中で、安心して食品を消費できる社会づくりを進めるため、関係者がそれぞれの立場から情報や意見を交換し、相互理解を深める場と機会の充実が必要である。

III 基本目標

- ① 生産から販売に至る一連の行程の各段階における安全性の確保に向けた法令遵守の徹底・的確な監視指導
- ② 消費者の信頼に応えるための食品に関する正確な情報提供の推進
- ③ 生産者・事業者、消費者の相互理解、信頼関係の構築促進
- ④ 食品による健康への悪影響の未然防止に向けた体制の整備

IV 重点項目・数値目標

- ① 食品等の安全性の確保に向けた生産者・事業者等の自主的な取組の促進と監視指導の徹底
- ② 食品等の信頼性の確保に向けた食品表示の一層の適正化及び情報提供の促進
- ③ 食の安全・安心の確保に向けた取り組みに対する県民の参加促進
- ④ 食の安全・安心を脅かす新たな問題への迅速かつ適切な対応

No.	指標項目 (★=取組動向計画に対する新規設定項目)	現状数値	目標数値
①	1 エコファーマー認定者数	7,522人(H23)	7,800人(H26)
	2 GAP(農業生産工程管理)の導入産地数★	12産地(H23)	24産地(H26)
	3 食品等事業者、従事者を対象とした食品衛生講習会等への受講者数	5年間(H19-23) 延べ49,212人	5年間(H24-28) 延べ50,000人
	4 栄養士、調理師、食生活改善推進員等を対象とした研修会への参加者数	3,492人(H23)	3,800人/年(各年度)
	5 食品衛生監視指導計画に基づく監視率	101%/年(H19-23)	100%/年(H24-28)
	6 人口10万人あたりの食中毒患者発生数	28人(H23)	22人/年(各年度)
	7 学校給食を原因とする食中毒の発生件数★	0.2件/年(H19-23)	0件/年(H24-28)
	8 特定給食施設等に対する監視・指導の実施率	43.3%(H23)	50%(H28)
	9 残留農薬の収去検査結果の不適正件数	0件/年(H19-23)	0件/年(H24-28)
	10 残留動物用医薬品の収去検査結果の不適正件数	0件/年(H19-23)	0件/年(H24-28)
	11 残留農薬調査の実施産地数★	30産地(H23)	30産地/年(各年度)
②	12 食品表示合同調査による食品の適正表示実施率100%の広域的店舗の割合	90.1%(H23)	95%以上(H28)
	13 食品表示合同調査による食品の適正表示実施率100%の地域店舗の割合★	77.6%(H23)	85%以上(H28)
	14 食品表示に関する説明会への参加者数★	673人(H23)	5年間(H24-28) 延べ4,000人
	15 広域的店舗における原産地に関する詳細な情報提供の実施率★	-	80%以上(H28)
③	16 地産地消サポーター登録者数	1,363人(H23)	1,500人(H26)
	17 食品表示ウォッチャーからの報告件数★	2,955件(H23)	3,500件(H28)
	18 学校給食における地産産物の使用割合★(食材ベース)	24.3%(H22)	30%以上(H28)
	19 リスクコミュニケーションの機会への参加者数	870人(H23)	1,000人(H28)
	20 食育推進ボランティアの登録者数	5,182人(H23)	5,600人(H28)
	21 県民からの食の安全・安心に関する意見提出数★	-	5年間(H24-28) 延べ25件
	22 食品の安全性に関する情報提供件数(県ホームページアクセス件数)	9,173件(H23)	10,000件(H28)

V 施策の推進方向

1 「生産」から「消費」に至る食品の安全性の確保

① 監視の的確な実施(第14条)	○農畜水産物等の生産段階における安全性の確保 ○製造・加工・調理段階における安全性の確保 ○流通・販売段階における安全性の確保
② 消費段階における安全性の確保(第6条、第25条)	○消費者への普及啓発、学習機会の提供
③ 人材の育成(第11条)	○実践的かつ専門的な知識を有する人材の育成
④ 調査研究の推進(第15条)	○食品衛生確保のための調査研究 ○安全・安心な農林畜水産物生産を目指した調査研究
⑤ 生産者の自主的な取り組みの促進(第16条)	○生産工程管理に関する手法の普及 ○環境への負荷の軽減に配慮した農業生産方式の研究開発、成果普及
⑥ 事業者の自主的な取り組みの促進(第17条)	○食品衛生に関する最新知識の普及 ○食品関係営業施設における自主管理体制の確立の促進 ○高度な衛生管理方式導入に対する支援

2 食品に関する正確な情報の提供

① 生産者・事業者における情報の記録・保存の促進(第18条)	○生産者における情報の記録・保存の促進 ○事業者における情報の記録・保存の促進 ○各種トレーサビリティシステムの運用
② 情報の収集・提供の推進(第19条)	○食の安全・安心に係る情報の収集(第19条) ○食の安全・安心に係る各種相談や危害情報の受付(第28条) ○各種媒体やイベントの活用による情報提供の推進
③ 適正な食品表示の確保(第20条)	○関係法令に基づく食品表示の監視指導の実施 ○県民参加による食品表示監視の推進
④ 原産地に関する情報の提供の充実(第21条)	○消費者の合理的な選択に必要な原産地に関する十分な情報の提供の促進

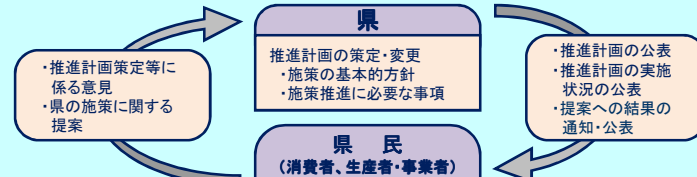
3 消費者、生産者、事業者間の相互理解の増進、信頼関係の構築

① 相互理解の増進(第22条)	○生産者・事業者と消費者とのコミュニケーションの促進
② 「食の安全・安心推進月間」(第23条)	○各種啓発事業の実施
③ 認証制度の推進(第24条)	○各種認証制度の運用
④ 食育の推進(第25条第1項)	○食の安全・安心に資する知識・理解、適切な判断・実践に向けた普及啓発
⑤ 地産地消の推進(第25条第2項)	○地産地消の普及啓発 ○学校給食における県産食材の活用促進

4 食の安全・安心を総合的に推進するための体制整備等

① 危機管理体制の整備等(第10条)	○山梨県食の安全・食育推進本部
② 健康被害の未然・拡大防止のための各種措置(第26～30条)	○出荷の制限(第26条) ○自主回収報告の義務づけ(第27条) ○危害情報の申し出(第28条) ○立入検査、措置勧告(第29～30条)
③ 国等との連携等の推進(第12条)	○国、他の都道府県、市町村との連携等
④ 関係者との連携・協働の推進(第13条)	○消費者団体、NPO法人、ボランティア団体等との連携・協働
⑤ 県民の意見の反映	○山梨県食の安全・安心審議会(第31～33条) ○県民からの施策の提案制度の推進(第6～9条)

計画の推進体制



意見

山梨県食の安全・安心審議会 (第31～33条)

- 条例によりその権限に属する事項の処理
- 推進計画の策定等についての意見
- 推進計画の実施状況についての報告を受ける
- 措置勧告についての意見
- 食の安全・安心の確保に関する重要事項の調査審議